
定 款

公益財団法人合人社財団

公益財団法人合人社財団 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人合人社財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、社会福祉全般、地域文化振興及び環境・エネルギー対策の支援に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉に関する事業及び研究並びにこれらに対する助成
- (2) 地域文化振興に関する事業及び研究並びにこれらに対する助成
- (3) 環境・エネルギー対策に関する事業及び研究並びにこれらに対する助成
- (4) 上記(1)乃至(3)に関する修学をめざす者にあつて、経済的困難な状況にある者に対する奨学金給付
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、広島県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類については定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の費用等の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益

目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(剰余金の不分配)

第10条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 この法人に評議員6名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
 - (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）
- 4 評議員選定委員会に提案する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補とした理由
 - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければ

ならない。

- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を 1 人又は 2 人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員（2 人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該 2 人以上の評議員）につき、2 人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第 7 項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。
- 10 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。
 - イ 当該評議員の配偶者又は 3 親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - へ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
 - (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイから二に該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること
 - イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
 - 二 次の掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3

項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(3) 当法人評議員のうちには、評議員のいずれか 1 名及びその親族その他特殊の関係があるものの数の合計数が、評議員総数(現在数) の 3 分の 1 を超えて含まれることとなつてはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係があるものが含まれてはならない。

(評議員の任期)

第 13 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 11 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬)

第 14 条 評議員及び評議員選定委員は無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、評議員及び評議員選定委員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関して必要な事項は、評議員会の決議により別に定める費用等に関する規程による。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 15 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 16 条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 収支予算案(事業計画含む)の承認

(3) 決算の承認

- (4) 定款の変更
- (5) 合併、事業の全部又は一部の譲渡の承認
- (6) その他法令で定められた事項
- (7) 役員等の費用の額の決定及びその規程

(開催)

第 17 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集権者)

第 18 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会の議長は、出席した評議員の互選により決定する。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について評議員の過半数が出席し、評議員総数（評議員現在数）の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について評議員総数（評議員現在数）の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 合併、事業の全部又は一部の譲渡の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 前各項の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 20 条 評議員会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録が書面により作成された場合は、議長及び会議に出席した評議員の

うちから選出された2名の計3名が当該議事録に署名又は記名押印する。

(評議員会運営規則)

第21条 評議員会の運営に関して必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第6章 役員

(役員の設定)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事6名以上9名以内

(2) 監事2名以上

2 理事のうち、1名を代表理事とし、1名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事会において理事の中から選定する。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事長とし、専務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

4 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

5 理事のうち、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6 他の同一の団体（公益法人は除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

7 この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係のある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、そ

の業務を執行する。

- 3 専務理事は、理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。
- 4 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(監事監査規程)

第26条 監事に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会で定める監事監査規程による。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。なお、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事が定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 理事及び監事は再任されることができる。

(役員解任)

第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、または、職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬)

第 29 条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事には、その職務を行うための費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関して必要な事項は、評議員会の決議により別に定める費用等に関する規程による。

第 7 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (5) 規則、規程の制定、変更及び廃止に関する事項
- (6) 収支予算案（事業計画含む）の承認
- (7) 決算の承認
- (8) 重要な財産の処分及び譲り受けの承認
- (9) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期の借入金を除く）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄の承認
- (10) その他法令で定められた事項

(開催)

第 32 条 通常理事会は、毎年 2 回開催する。

2 臨時理事会は、次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事が必要と認めて理事長に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から 5 日以内に、請求のあった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請

求をした監事が招集したとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第 2 項第 3 号により理事が招集する場合及び同項第 5 号により監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、前条第 2 項第 2 号又は第 4 号に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求の日から 2 週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事及び監事の全員の同意のあるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

4 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、専務理事がこれに当たる。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について理事の過半数が出席し、理事総数（理事現在数）の過半数をもって行う。

2 ただし第 31 条第 1 項第 6 号至第 9 号については、理事総数（理事現在数）の 3 分の 2 以上の承認を得なければならない。

3 前各項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第 36 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

2 理事会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した理事の氏名、決議があったものとみなされた日及び議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名を議事録に記載又は記録しなければならない。

(報告の省略)

第 37 条 理事及び監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合には、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）第 197 条において準用する同法第 91 条第 2 項の規定による報告については、この限りではない。

（議事録）

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

（理事会運営規則）

第 39 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第 8 章 選考委員会

（選考委員会）

第 40 条 この法人に選考委員会を置く。

2 前項の委員会は、選考委員 5 名以上 8 名以内で構成する。

3 第 1 項の委員会は定款第 4 条第 1 項に定める事業の対象の審査及び選定に関する事項を審議する。

4 第 1 項の委員会の委員は、理事会において選考及び解任する。

5 第 1 項の委員会の議事の運営の細則は、理事会において定める。

6 委員の任期は 1 年とする。ただし再任を妨げない。

7 選考委員は無報酬とする。

8 前項の規定にかかわらず、委員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

9 第 1 項に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める選考委員会運営規則による。

第 9 章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 41 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる決議によって変更することができる。

（解散）

第 42 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 43 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分等)

第 44 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 45 条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第 11 章 附 則

(設立時評議員)

第 46 条 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

評議員	池村 和朗	中間 信一	福井 まり
	福原 祥二	藤原 正	前川 功一

(設立時理事及び監事)

第 47 条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

理事	井出 邦良	仙田 信吾	田川 昭夫
	出本 宏	福井 滋	山本 博之
監事	榎並 毅		

(設立時代表理事及び業務執行理事)

第 48 条 当法人の設立時代表理事及び業務執行理事は、次のとおりとする。

代表理事	福井 滋
------	------

業務執行理事（専務理事） 山本 博之

（最初の事業計画等）

第 49 条 当法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算は定款第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

（最初の事業年度）

第 50 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

（設立者の氏名及び住所並びに拠出する財産及びその価額）

第 51 条 設立者の氏名及び住所並びに拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

住所 広島市西区古江西町 4 番 13 号
設立者 福井 滋
拠出財産及びその価額 現金 300 万円

（法令の準拠）

第 52 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

第 11 章 補 則

（細則）

第 53 条 この法人が保有する株式及び出資について、その株式及び出資の発行会社に対して株主等としての権利の行使をする場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において理事総数（理事現在数）の 3 分の 2 以上の承認を得なければならない。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式の受領
- (3) 株主割当増資への応募
- (4) 株主宛配賦書類の受領